

変更理由書

1. 中津川都市計画の将来像における位置づけ

中津川市では持続可能なまちづくりを目指して、都市機能の集約を図り、既存の都市基盤を活用するとともに、リニア中央新幹線の開通に伴う新たな基盤整備を計画的に進めている。

中津川市都市計画マスタープランにおける将来都市構造では、生活圏のまとまりや都市機能・土地利用を踏まえた拠点を形成し、市内の各拠点を結ぶ「多拠点ネットワークによる集約型都市構造」を目指している。

「多拠点ネットワークによる集約型都市構造」ではJR中津川駅を中心とした中心市街地のエリアを「都市拠点」とし、リニア中央新幹線の（仮称）リニア岐阜県駅の設置が計画されている坂本地区を岐阜県の東の玄関口となる「広域交通拠点」と位置付けて、「都市拠点」との連携・機能分担を図り、計画的な基盤整備によるまちづくりを目指している。

2-1. 「都市拠点」での変更路線

JR中津川駅を中心とした「都市拠点」では、平成26年度より社会経済情勢の変化に対応した将来の都市像を踏まえた上で、市街地の土地利用及び道路網の再配置による都市計画道路の見直しを進めてきた。この見直しの結果を踏まえ、決定当時の道路の役割や必要性の変化から以下の路線の変更を行うものである。

3・4・7号中津岩村線は、昭和27年に中津川市の経済・産業発展を受け、中津川市市街地の骨格を担う道路として計画されたものであり、3・4・1号一般国道19号線から市役所等の主要な行政施設や中心市街地、居住地へのアクセス機能の向上を期待するもので、3・4・3号町駒場線との交差点（中津川市大字中津川字上川原）を起点とし、中津川市大字中津川字島田地内を終点とする延長約2,200mで都市計画決定している。

今回、都市計画変更する区間は、当路線の起点から3・5・8号三五沢松源寺線までの延長約430mの区間である。当該区間は起点側の3・4・3号町駒場線が道路網の再配置により廃止となることにより、道路ネットワークの構築ができない。また、3・5・8号三五沢松源寺線との交差点では高低差が約4mと大きく、当該区間の整備により地域コミュニティが分断されるため、起点から3・5・8号三五沢松源寺線までの区間を廃止し、起点位置を変更するものである。

3・5・14号大平線は、昭和42年に高度経済成長期における中津川市の経済・産業発展を受け、JR中央本線北側市街地の骨格を形成するとともに、中津川市の市街地内の交通を整序化するための環状機能を有しており、3・5・8号三五沢松源寺線との交差点（中津川市大字駒場字松源寺）を起点とし3・4・13号中津苗木線と

の交差部（中津川市大字中津川字大西）を終点とする延長約 3,620m で都市計画決定している。

今回、都市計画変更する区間は当路線の終点から約 700m の区間である。当該区間は北側に都市計画道路機能を代替できる市道 1086 号中津 86 号線が整備されているため、経路の変更を行い、終点の変更を行うものである。

3・5・23 号本町後洞線は、J R 中津川駅周辺の中心市街地における将来のまちづくりを行う上で都市の骨格を形成する道路として 3・4・4 号四ツ目川線との交差部（中津川市本町 1 丁目）を起点とし 3・5・14 号大平線との交差部（中津川市駒場字後洞）を終点とする延長約 1,020m を都市計画道路として新たに追加するものである。

3・4・3 号町駒場線は、昭和 42 年に高度経済成長期における中津川市の経済・産業発展を受け、中津川市の中心市街地と一級河川中津川の東側市街地及び恵北地域の交流や連携を担う道路として、3・5・6 号栄東町線との交差部（中津川市大字中津川字赤台）を起点とし 3・5・8 号三五沢松源寺線との交差部（中津川市大字中津川字青木）を終点とする延長約 1,660m で都市計画決定している。

当路線は、市街地の土地利用及び道路網の再配置による都市計画道路の見直しの結果、新たに都市計画決定される 3・5・23 号本町後洞線にその道路機能を持たせるため、廃止するものである。

3・5・6 号栄東町線は、昭和 42 年に高度経済成長期における中津川市の経済・産業発展を受け、中津川市の中心市街地の街区を形成し、沿道施設へのアクセス機能や連続的な歩行空間としての機能を担う路線として、3・6・17 号赤台上金線との交差部（中津川市大字中津川字赤台）を起点とし 3・5・8 号三五沢松源寺線との交差部（中津川市大字中津川字山ノ田）を終点とする延長約 570m で都市計画決定している。

当路線は、都市計画道路の見直しによる将来交通量推計において、市街地の南北軸を形成する幹線道路の 3・4・2 号緑町線並びに 3・5・8 号三五沢松源寺線の補助幹線を担う当路線の役割は低いという検討結果となること、かつ現道の市道 0110 号小淀川山ノ田線により沿道施設へのアクセス機能は確保できているため、廃止するものである。

3・5・12 号大岩線は、昭和 42 年に高度経済成長期における中津川市の経済・産業発展を受け、J R 中央本線により分断されている南北の市街地の幹線街路を連絡する幹線道路として位置づけられ、3・4・3 号町駒場線との交差部（中津川市大字駒場字安森）を起点とし 3・5・14 号大平線との交差部（中津川市大字駒場字大岩）を終点とする延長約 670m で都市計画決定している。

当路線は、市街地の土地利用及び道路網の再配置による都市計画道路の見直しの結果、新たに都市計画決定される 3・5・23 号本町後洞線にその道路機能を持たせるため、廃止するものである。

2-2. 「広域交通拠点」での追加路線

(仮称)リニア岐阜県駅周辺の「広域交通拠点」では、市内外への交通結節点としてリニア中央新幹線と在来線、高速バスや路線バス等への乗り継ぎ利便性を確保し、広域交通拠点の基盤整備を実施するため、都市計画道路の追加を行うものである。

3・5・19号リニア岐阜県駅停車場線は、南北方向の広域幹線軸である濃飛横断自動車道から(仮称)リニア岐阜県駅にアクセスする道路であり、(仮称)リニア岐阜県駅とJR美乃坂本駅の駅前広場を含め、都市計画道路として新たに追加するものである。

3・5・20号中洗井線は、リニア中央新幹線により分断される南北地域において一体的な土地利用を図るため、都市計画道路として新たに追加するものである。

3・6・21号坂本西通線は、(仮称)リニア岐阜県駅から恵那市方面への円滑な移動を確保するため、都市計画道路として新たに追加するものである。

3・4・22号リニア岐阜県駅北口通線は、3・5・20号中洗井線と(仮称)リニア岐阜県駅北口を結ぶ道路であり、(仮称)リニア岐阜県駅北口駅前広場を含め、都市計画道路として新たに追加するものである。